

電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件（平成23年総務省告示第65号）の
一部を改正する告示案に係る意見募集

（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等を実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備）

に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方

（意見募集期間：令和8年4月25日～5月29日）

提出件数3件（匿名3件）

No	意見提出者 （順不同）	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	匿名	1 告示案だけでは改正の趣旨が不明ですから、概要資料等により明らかにしてください。 2 施行期日を明らかにしてください。 3 告示案により新設する第五号に係る下欄は、第四号に係る下欄と同じですから、第四号の上欄を「通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（・・・）又は構内無線局（・・・）の無線設備であって・・・」と改めれば足り、また、そのようにすべきです。	1 報道資料に記載のとおり、本改正は空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの廃局時等を実施する電波の発射を防止する措置に係る制度整備を実施するものです。 2 報道資料に記載のとおり、施行期日については、意見募集の結果を踏まえ、改正等の所要の手続を速やかに進めていく予定です。 3 本告示においては、無線設備ごとに必要な措置に代えることができる措置を規定していることから、案のとおりとします。	無
2	匿名	建設物に埋設されていようと、電力で動いている限り「停止不可能」という事は ありえないだろう。 一体どういう想定なのか判らないが、「そのまま放置してよい」などという法案にならないよう求める。	本改正案においては、廃局の際に送信機、給電線又は電源装置を撤去する措置を行うこととしており、電波の発射を防止するために必要な措置として空中線を撤去することが困難な場合に代えることができる措置として適切	無

			であると考えます。	
3	匿名	空間伝送型という先端技術の導入にあたり、企業の廃局等の措置において、国民にリスクやコストを転嫁させない仕組みを求める。行政は常に「技術導入」を推進する一方で、万が一の際の管理コストや、環境維持にかかる費用を「社会全体の負担」と称して国民に押し付けてきた。 本告示案においても、特定の企業の事業撤退や廃局の際のコストを、間接的に国民が負担するような枠組みが含まれていないか厳しく監視すべきである。公共の利益を損なってまで企業の利便性を優先するような制度設計は認められない。	本改正案は、無線局の廃局時に電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定めるものであり、特定の企業の事業撤退や廃局の際のコストを間接的に国民が負担することを意図するものではありません。	無

注 意見提出者の属性・連絡先が不明な意見は「匿名」として記載しています。